

平成21年10月6日

第2119号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 河川区域の変更による廃川敷地等（449・秋田地域振興局建設部）……………1
 ○道路の供用開始（450・由利地域振興局建設部）……………1

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（情報企画課）……………2
 ○特定調達契約に係る一般競争入札の実施（仙北地域振興局総務企画部）……………2

教育委員会告示

- 教育委員会会議の開催（16・教育庁総務課）……………3

公安委員会告示

- 警備員指導教育責任者講習の実施（114・生活安全企画課）……………3

告 示

秋田県告示第449号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成21年10月6日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 河川の名称 二級河川馬場目川水系西部承水路
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成19年11月30日
- 3 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
男鹿市松木沢字堂ノ前本内境88番12地先並びに字鶴木境122番13地先及び122番29地先、鶴木字下瀉端141番地先及び189番6地先並びに字上瀉端186番20地先及び186番14地先並びに角間崎字瀉端296番地先、210番1地先及び126番地先	土 地	41,862.52平方メートル

関係図面は、建設交通部河川砂防課及び秋田地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

4 その他

河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から3月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

秋田県告示第450号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成21年10月6日

秋田県知事 佐竹敬久

1 供用開始の区間

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	冬師西目線	由利本荘市西目町西目字田高75番地先から67番1地先まで

2 供用開始の期日 平成21年10月6日から

3 供用開始の区間を公表した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成21年10月6日から同月19日まで

公 告

特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成21年10月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
秋田県新財務会計システム構築業務委託 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
学術国際部情報企画課 秋田県秋田市山王三丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成21年9月18日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北
宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目3番10号
- 5 随意契約に係る契約金額
294,000,000円
- 6 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定に該当。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成21年10月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品の名称及び購入予定数量
凍結抑制剤（凍結防止剤散布車用） 3,500トン
 - (2) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間
契約締結の日から平成22年3月31日（水）まで
 - (4) 納入場所
別途指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格等
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - ウ 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (2) (1)イの資格に係る申請
 - (1)イの資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を次の場所へ平成21年10月23日（金）までに提出すること。
郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番2号
秋田県出納局総務事務センター（電話番号018-860-2740）
- 3 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号014-0062 大仙市大曲上栄町13番62号
秋田県仙北地域振興局総務企画部（電話番号0187-63-5356）
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成21年10月6日（火）から同月23日(金)までの期間、随時交付する。

4 入札執行の日時及び場所

平成21年11月16日（月）午前10時

秋田県仙北地域振興局第5会議室

5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法

入札金額は、500キログラム当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点以下第4位までの金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : anti-freezing agents 3,500t

2 Time-limit of tender : 10:00 A.M. 16 November, 2009

3 Contact point for the notice : General Affairs and Planning Sector, Senboku Regional Affairs Department, Akita Prefectural Government, 13-62 Oomagari kamisakae-cho, Daisen City, Akita Prefecture 014-0062, Japan TEL 0187-63-5356

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第16号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成21年10月6日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

1 日時

平成21年10月8日午後1時

2 場所

教育委員会委員室

3 案件

(1) 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告

(2) 秋田県立特別支援学校規則の一部を改正する規則案について

(3) その他

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第114号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成21年10月6日

秋田県公安委員会委員長 柴 田 寛 彦

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）

2 講習の種別

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 2号警備業務以外の警備業務に係る資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）

3 実施期間

- (1) 新規取得講習
平成21年11月9日（月）から同月16日（月）までの6日間（土曜及び日曜を除く。）
- (2) 追加取得講習
平成21年11月12日（木）から同月16日（月）までの3日間（土曜及び日曜を除く。）

4 実施場所

秋田市寺内神屋敷3番1号 秋田県青少年交流センター

5 受講定員

- (1) 新規取得講習
30人
- (2) 追加取得講習
10人

6 受講資格

(1) 新規取得講習

受講資格は、講習の申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講資格は、講習の申込みを行う日において、2号警備業務以外の資格者証等の交付を受けている者であって、6(1)のアからオまでのいずれかに該当するもの

7 受講申込手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込要領

(ア) 講習を受けようとする者（以下「受講者」という。）は、事前に電話（連絡先018-863-1111内線3043～3045）による予約を行うこと。

なお、代理人による予約は受け付けない。

(イ) 電話による予約は、平成21年10月13日（火）から同月15日（木）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に行うこと。

イ 留意事項

(ア) 電話予約は、受講者本人が行うこと。

- (イ) 電話予約時間外の手続きは受け付けない。
- (ウ) 定員に達した場合は、電話予約の受付期間内であっても、その時点で受付を締め切る。
- (2) 受講申込書類の提出手続
 - ア 受講申込要件
 - 講習の申込みは、電話で予約した受講者本人が申込書類を直接提出することとし、郵送による申込みを認めない。
 - イ 受講申込期間
 - 平成21年10月26日(月)から同月30日(金)までの午前9時から午後5時までの間
 - ウ 受講申込書類の提出先
 - 秋田市山王四丁目1番5号 秋田県警察本部生活安全企画課
 - エ 受講申込書類
 - (ア) 新規取得講習
 - a 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通
 - 写真1枚(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真)を貼り付けること。
 - b 次のいずれかの書面1通
 - (a) 前記6(1)アに該当する者
 - 2号警備業務に従事した期間が、最近5年間に通算して3年以上であることを疎明する警備業者の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書
 - (b) 前記6(1)イに該当する者
 - 1級検定の合格証明書の写し
 - (c) 前記6(1)ウに該当する者
 - 2級検定の合格証明書の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書
 - (d) 前記6(1)エに該当する者
 - 旧1級検定の合格証の写し
 - (e) 前記6(1)オに該当する者
 - 旧2級検定の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書
 - c やむを得ない理由により代理人が申込みをする場合は、委任状1通
 - (イ) 追加取得講習
 - a 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通
 - 写真1枚(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真)を貼り付けること。
 - b 前記6(2)の受講資格に該当することを疎明する前記7(2)エ(ア) b の(a)から(e)までのいずれかの書面1通及び資格者証等の写し1通
 - c やむを得ない理由により代理人が申込みをする場合は、委任状1通
- 8 講習手数料
 - (1) 新規取得講習
 - 38,000円(申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。)
 - (2) 追加取得講習
 - 14,000円(申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。)
- 9 その他
 - (1) 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時50分までとする。
 - (2) 講習には、筆記用具、内ズック(護身術の際使用)等を持参すること。
 - (3) 講習の修了考査は、筆記の方式により行い、講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。
 - (4) 講習の担当は、秋田県警察本部生活安全企画課営業指導係(連絡先018-863-1111内線3043~3045)

発 行 者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

印 刷 者 松原 繁雄

秋田市山王四丁目1番1号

秋田市山王七丁目5番29号

電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005

URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>

秋田市山王七丁目5番29号